

亘理町議会モニター設置規程

(設置)

第1条 亘理町議会（以下「議会」という。）の活動について町民の意見を反映させ、円滑で民主的な議会運営を推進するため、亘理町議会モニター（以下「モニター」という。）を置く。

(定数及び任期)

第2条 モニターの定数は10人以内とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、増員することができる。

2 モニターの任期は1年とし、再任は妨げない。

(資格)

第3条 モニターは、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 満18歳以上の町民であること。ただし、国若しくは地方公共団体の議員である者又は過去に国若しくは地方公共団体の議員であった者を除く。
- (2) 議会の運営に関心があること。
- (3) その他議長が必要と認めること。

(募集方法)

第4条 モニターの募集は、公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第5条 モニターは、公募者及び推薦者のうちから、議長が委嘱する。

2 議長は、モニターの委嘱に当たっては、年齢、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(職務)

第6条 モニターは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 議会の本会議及び予算・決算特別委員会（非公開で行われるものを除く。）の傍聴、議会だよりの閲読及び議会ホームページの閲覧のうちから1つ以上のことを行い、意見を文書（電子メールを含む。）により提出すること。
- (2) モニター会議に出席し、議会運営委員と年に1回以上、意見交換を行うこと。
- (3) その他議長が必要と認めたこと。

(提出された意見等の処理)

第7条 モニターから意見が提出されたときは、議長は、必要に応じ関係する当該委員会等に送付し、その対応について検討させるものとする。

2 前項の規定による検討の結果は、原則として当該意見を提出したモニターに通知するとともに、議会だよりで公表するものとする。

(解任)

第8条 議長は、モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該モニターを解任することができる。

- (1) 第3条に規定する資格を失ったとき。
- (2) モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(謝礼)

第9条 モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、謝礼を支給することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。